

事 務 連 絡

平成 31 年 3 月 18 日

各 都道府県 成年後見制度利用促進担当課 御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

成年後見制度利用促進室

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課地域生活支援推進室

厚生労働省老健局総務課

認知症施策推進室

成年後見制度の診断書の書式の改定と本人情報シートの導入について（周知依頼）

日頃より、成年後見制度の利用促進の取組にご尽力いただきありがとうございます。

標記については、成年後見制度利用促進基本計画（平成 29 年 3 月閣議決定。以下「基本計画」という。）において、「成年後見制度の利用及び類型の決定手続において、本人の精神の状態を判断する医師が、本人の生活状況や必要な支援の状況等を含め、十分な判断資料に基づき判断することができるよう、本人の状況等を医師に的確に伝えることができるようにするための方策について検討するとともに、その判断について記載する診断書等の在り方についても検討する」とされたことを踏まえ、最高裁判所において検討が行われてきたところです。

今般、最高裁判所より、本年 4 月から、別添資料のとおり

- ・ 診断書の書式を改定するとともに、
- ・ 医師が診断書を作成するに当たっての参考資料とするために、本人を支える福祉関係者が本人の日常生活や社会生活の状況に関する情報を記載する「本人情報シート（作成は任意）」を新たに導入する

こととする旨、情報提供がありました。

※ 本人情報シートについては、ソーシャルワーカー（社会福祉士、精神保健福祉士等）として本人の支援に関わっている方（介護支援専門員、相談支援専門員、病院・施設の相談員、市町村が設置する地域包括支援センターや、社会福祉協議会等が運営する権利擁護支援センターの職員等）によって作成されることが想定されています。

各都道府県におかれましては、管内市区町村の成年後見制度利用促進担当及び本人情報シートの作成に関わることが想定される関係者に対して、幅広く周知いただくとともに、基本計画の趣旨を踏まえ、関係者における同シートの作成等、円滑な運用の実現に御配慮いただきますようお願いいたします。

診断書及び本人情報シートの裁判所における運用に関する御質問については、各家庭裁判所にお問い合わせください。

なお、別途、医政局総務課より都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部局宛に医療機関への周知依頼についての事務連絡が発出されていることを申し添えます。

記

〔送付資料〕

（別添）別添書式・手引き（最高裁判所事務総局家庭局）